届出を要する場合	届出期限	届出事項
一　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法であってばい煙の量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）、ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくはばい煙の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）に係るものを変更する場合	あらかじめ	当該変更に係る事項
二　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物の使用又は管理の方法であって一般粉じん（同条第九項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合		
三　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十号及び第二十三号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合		
四　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十三号、第十五号及び第二十四号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等（以下「汚水等」という。）の処理の方法、同条第八項に規定する排出水（以下「排出水」という。）の量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸透水」という。）の浸透の方法若しくは排水の系統を変更する場合		
五　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合		汚濁負荷量の測定手法に係る事項
六　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は当該電気工作物の使用の方法若しくは当該施設においてする有害物質貯蔵指定施設（同法第二条第二項第一号に規定する有害物質をいう。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合		当該変更に係る事項

七　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された原子力発電所の原子力発電工作物であって、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が原子力発電工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）						
八　現に設置している原子力発電工作物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合						
九　現に設置している原子力発電工作物が一般粉じん発生施設になった場合						
十　現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排出水（同条第四項に規定するものをいう。）を排出する場合						
十一　水質基準対象施設が大気基準適用施設となった場合						
十二　大気基準適用施設が水質基準対象施設となった場合						
十三　現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合						
十四　現に設置している原子力発電工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となった場合						
	三十日以内（第八号に掲げる場合にあっては原子力発電工作物がばい煙発生施設となった日から、第十号に掲げる場合にあっては原子力発電工作物が特定施設となった日から、第十一号に掲げる場合にあっては原子力発電工作物が水質基準対象施設となった日から、第十二号に掲げる場合にあっては原子力発電工作物が大気基準適用施設となった日から、第十三号に掲げる場合にあっては原子力発電工作物が特定施設となった日から、第十四号に掲げる場合にあっては原子力発電工作物が有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった日から三十日以内）					
		一般粉じん発生施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法	ばい煙発生施設の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法			
			特定施設の種類、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（特定地域内事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに地下水の水質の測定の方法	大気基準適用施設から排出される発生ガスの処理の方法	特定施設の種類、構造、使用の方法、排出水の汚染状態及び量（特定施設が水質基準対象施設である場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量）、廃液の処理の方法	
						有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の構造並びに当該施設に係る貯蔵、搬入及び搬出の系統並びに使用の方法並びに製造され、又は処理され、若しくは貯蔵され、若しくは搬入され、若しくは搬出される有害物質の種類、数量及び性状